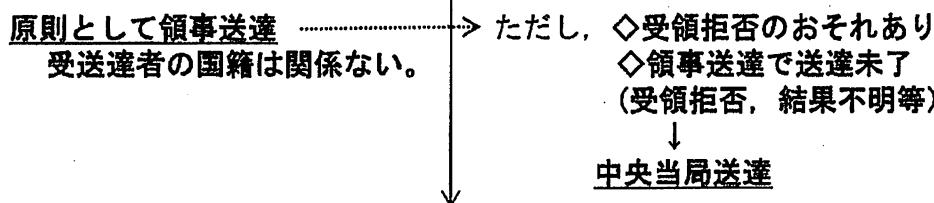


フローチャート（アメリカ合衆国・大韓民国・ブラジル連邦共和国）

＜アメリカ合衆国への送達嘱託＞

送達ルートの決定



用意する文書等の確認

領事送達

- ・嘱託書 1通・写し1部
※受送達者が複数で、各々の住所地を管轄する領事が別であれば、嘱託書は別々に作成する。
※管轄区域を確認する（特にカリフォルニア州及びコネティカット州は郡により異なる。）。
- ・送達報告書 1通
- ・送達すべき文書 1通
- ・送達すべき文書の訳文 1部
(英語又は受送達者が解する言語)
※受送達者が日本語を解する場合は不要

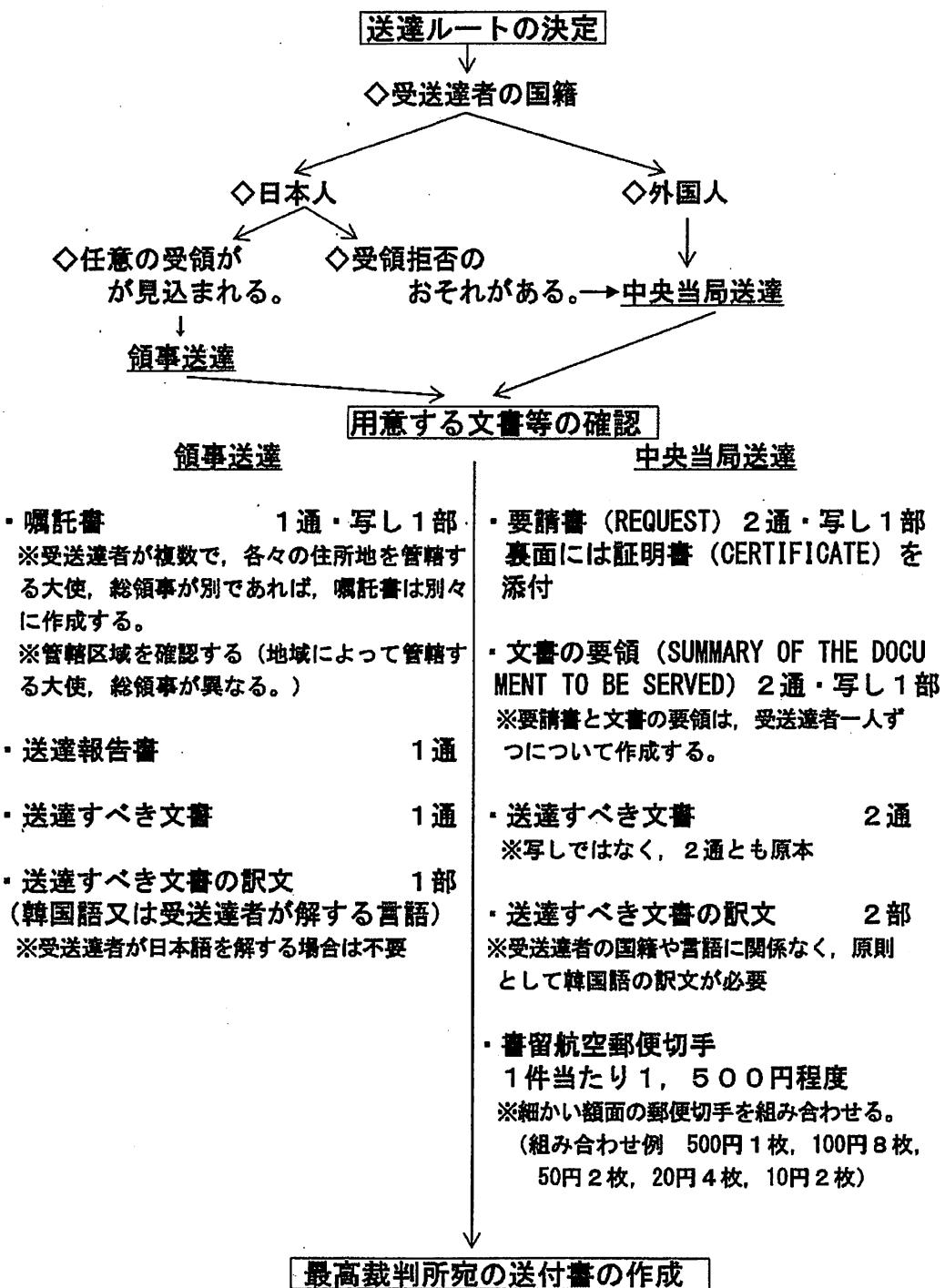
中央当局送達

- ・要請書 (REQUEST) 2通・写し1部
裏面には証明書 (CERTIFICATE) を添付
- ・文書の要領 (SUMMARY OF THE DOCUMENT TO BE SERVED) 2通・写し1部
※要請書と文書の要領は、受送達者一人ずつについて作成する。
- ・送達すべき文書 2通
※写しではなく、2通とも原本
- ・送達すべき文書の訳文 2部
※受送達者の国籍や言語に関係なく、原則として英語の訳文が必要
- ・書留航空郵便切手
1件当たり1,500円程度
※細かい額面の郵便切手を組み合わせる。
(組み合わせ例 500円1枚、100円8枚、50円2枚、20円4枚、10円2枚)
- ・送達費用の予納
1件当たり1万5000円程度

最高裁判所宛の送付書の作成

※平均送達期間については、「国の一覧表」の国別の情報を参照してください。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

<大韓民国への送達嘱託>



※平均送達期間については、「国の一覧表」の国別の情報を参照してください。
呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。

<ブラジル連邦共和国への送達嘱託>

送達ルートの決定



管轄裁判所送達

※受送達者の国籍は関係ない。



用意する文書等の確認

・嘱託書

1通

写し4部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが1部

※受送達者が複数でも、嘱託書は1通でよい。

・送達すべき文書 1通

写し3部←うち、ブラジルの公証翻訳人用として、固有名詞すべてにひら仮名で振り仮名を振ったものが1部

※複数の受送達者に全く同じ文書を送る場合、公証翻訳人用の文書は1部でよい。



翻訳及び送達のための費用の予納を確認

※訳文はブラジルの公証翻訳人が付しますので、これについて費用がかかります。

<必要な費用>

翻訳料見込額（日本文1枚につきアメリカ合衆国通貨30ドル）

送金手数料等



最高裁判所宛の送付書の作成

※平均送達期間については、「国の一覧表」の国別の情報を参照してください。呼出状等期限のある文書を送達する場合は注意してください。